

## 菊川市立総合病院 売店等運営事業者募集要項

令和8年1月13日

### 1 趣旨

この要項は、菊川市立総合病院において院内の売店及び自動販売機（以下、「売店等」という。）の運営を行う事業者を公募により選定するため、必要な事項を定めるものです。

### 2 事業の概要

- (1) 名称 菊川市立総合病院 売店等運営事業
- (2) 目的 患者及び来院者に対するサービスの提供と、病院勤務者の福利厚生の実現を図ることを目的に売店等の設置運営を行うものとする。  
詳細は「売店等仕様書」のとおりとする。
- (3) 事業期間 令和8年4月1日～令和14年3月31日まで（6年間）
- (4) 実施方法 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可によるものとする。
- (5) 実施場所 菊川市立総合病院 旧食堂（静岡県菊川市東横地1632番地）

### 3 スケジュール

参加表明書等の提出期限	令和8年1月23日（金）
参加資格確認通知	令和8年1月26日（火） 予定
質問書の受付期限	～令和8年1月20日（火）
質問書への回答	令和8年1月22日（木）
企画提案書の提出期限	令和8年2月2日（月）
ヒアリング	令和8年2月6日（金）
審査結果通知	令和8年2月10日（火）

### 4 参加資格要件

参加者は、参加表明書等の提出期限において次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 菊川市入札参加資格者名簿に登録された者であること。又は、菊川市入札参加資格審査申請と同等の添付書類の提出により参加者として認められる者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者。
- (3) 静岡県内において、病床数200床以上の病院で継続して3年以上の売店運営実績を3か所以上有している者。又は、現在当院の院内売店を営業している者。
- (4) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること
  - ア 国税、県税（県外事業者にあつては主たる事業所の所在都道府県）及び市町村税を滞納している者。
  - イ 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、菊川市暴力団排除条例に抵触する者。
  - ウ 菊川市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成17年1月17日告示第16号）による指名停止期間中、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中若しくは破産手続中、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開

始の申立中若しくは更生手続中、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中若しくは再生手続中である者。

## 5 参加表明書の提出

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本要項等を理解したうえで、提出期限までに、次に掲げる書類を各1部提出すること。ただし、菊川市入札参加資格者名簿に登録されている事業者については、エ～キの提出は省略できる。

ア 参加表明書兼誓約書（様式第1号）

イ 事業実績調書（添付様式第1号）

ウ 会社概要（様式任意・パンフレット可）

エ 誓約書（様式第2号）

オ 財務諸表の写し（直近の決算時点より2年間分の貸借対照表、損益計算書）

カ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写）

キ 納税証明書（国税納税証明書「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

(2) 提出期限 令和8年1月23日（金）午後5時必着

(3) 提出先 事務局

(4) 提出方法 持参又は郵送によること。

(5) 質問について

本要項又は仕様書等の内容に関して質問がある場合は質問書（様式第5号）により、提出期限までに事務局電子メール宛に送信すること。なお、送信時には、事務局宛に到達確認の電話連絡を行うこと。回答は、すべての申請担当者に対しメール送信する。

(6) 質問書提出期限 令和8年1月20日（火）午後5時必着

## 6 参加資格確認の結果について

5により提出された書類は、事務局にて確認を行い、参加資格確認通知書を申請担当者宛にメール送信する。この場合において、参加資格を満たさないと判断された者は、その理由について通知書を発送した日の翌日から起算して7日以内に事務局へ説明を求めることができる。

## 7 企画提案書の受付

次のとおり提案書を受付ける。なお、参加資格確認通知書の発送前に提出し、参加資格を認められなかった者の提案書は提出期間満了後に廃棄する。

### (1) 提出書類

次に掲げる書類をアからウの順にA4版片面印刷で向かって左上隅をクリップ1箇所綴じ提出すること。

ア 表紙（提案様式第1号）

イ 企画提案内容書（任意様式。ただし、11(1)に沿って作成すること。）

ウ 業務工程表（様式自由）

(2) 提出期限 令和8年2月2日（月）午後5時必着

(3) 提出先 事務局

- (4) 提出部数 9部
- (5) 提出方法 持参又は郵送によること。郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

8 記載方法について

- (1) A4版（片面印刷）で作成すること。
- (2) 文書の余白は上下、左右それぞれ20mm以上空けること。また、ページ下部にページ番号を付すこと。
- (3) ページ数は20ページを上限とする（提案書の表紙及び業務工程表は含まない。）
- (4) 仕様書に記載された業務内容についての提案をすること。
- (5) 提案内容について独占禁止法及びその他の関係法令に抵触しないことを示すこと。

9 提案書の事前審査

参加資格者が4者以上となった場合には、選定委員会により事前に提案書の審査を行い、上位3者からヒアリングを行う。ただし、審査の結果同点となる者が出た場合には、3者を超えてヒアリングを行うことができる。

10 ヒアリングの実施

企画提案書等の内容に基づくヒアリング等を実施します。

- (1) 開催日時 令和8年2月6日（金） 時間は参加資格者毎に別途通知
- (2) 会場 菊川市立総合病院2階 第1会議室
- (3) 説明時間 提案内容の説明20分以内、質疑応答30分以内とする。
- (4) 説明方法 会場へ入室できるのは3名以内とする。必要があれば会場内プロジェクタ・スクリーンを提案内容の説明に用いることができる。ただし、端末機器は各自用意すること。

11 評価及び結果通知

次の評価基準に基づき選定委員会で総合的に評価を行い、評価の高い順に事業運営第一候補者と次点者を決定する。最高得点者が同点により複数いる場合は、委員会で再度評価を行った上で委員長が提案者を決定する。

(1) 評価基準及び配点

評価項目	評価内容	配点
全体評価	提案内容の的確性、実現性、理解・知識	10
営業体制	営業日、営業時間	10
管理運営体制	常時の体制、トラブル対応体制、衛生管理	20
商品サービス	商品提供、従業員教育、その他	20
利用者の満足	利用者ニーズへの対応	10
自由提案	売店事業を通じて当院運営への貢献に繋がる、独自の提案等	20
サービス拡充等に関する提案	当初の見込みを超える売上が続く場合における、サービス拡充等に関する提案	10

(2) 選定結果の通知

プロポーザルの実施に参加した者については、令和8年2月9日（月）までに評価結果通知書を担当者宛に送信する。

## 12 その他

- (1) プロポーザルに係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) プロポーザルに係る各提出書類に虚偽の記載が判明した場合、プロポーザルの実施前であっても参加を認めず、実施後であってもその者を契約交渉の相手方としない。
- (3) 提案書は1者1提案とし、提案書を受理した後での追加及び修正は認めない。ただし、やむを得ない理由として事務局が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類等の著作権は、原則参加者に帰属する。なお、提案書等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法上、使用が認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくものとする。第三者の著作物の使用に関する責任は、使用した参加者にすべて帰するものとする。
- (6) 提出された参加申込書及び提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、菊川市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等非開示情報を除いて、提案者の諾否にかかわらず開示請求者に開示する。

## 13 事務局（問い合わせ・書類提出）

本プロポーザルに関する事務局は次のとおりとする。

〒439-0022 静岡県菊川市東横地1632番地

菊川市立総合病院 総務課管理係

電話：0537-35-3104 FAX：0537-35-4484

E-mail：k-soumu@city.kikugawa.shizuoka.jp